

こころとからだの寺子屋 規約

1. 名称

本会は『こころとからだの寺子屋』と称する

2. 目的

本会は介護支援を受ける者、家族の介護支援を行う者、介護支援現場で従事する者、介護支援を学ぶ者が相互に情報共有を行い、共に学び合えることを目的とする。

- 1) 知識、技術が向上することにより、要介護支援者に対して適切な支援を行えるようになる
- 2) 知識、技術が向上することにより、介護支援者の身体的な負担を軽減する
- 3) 身体的な負担を軽減することにより、精神的な負担も軽減する
- 4) 精神的な負担を軽減することにより、身体的な負担も軽減する
- 5) 介護支援現場で独自の技術になっている生活支援技術を、根拠がある生活支援技術に昇華する
- 6) 様々な事例から、基本を基にした応用力を身につける
- 7) 日常生活にも使える身体をつくる

3. 本部および事務局

本会の本部および事務局は『身-体工房 ほ』内におく。

4. 事業

本会は【2. 目的】に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 会員名簿の作成・管理に関すること
- 2) LINE が提供する学びの場の専用オープンチャット
質疑応答、情報共有を行っていく
- 3) 学びの集合研修
定期的に生活支援技術の技術を学び合う
- 4) 自走できる学び
主宰者が不在（研修に参加できなくても）でも継続して開催できる場にする
- 5) 介護支援現場で実践する
学んだことを介護支援現場で実践できるようにする
- 6) 指導できる介護支援者の育成
介護支援現場で実践ができ、後進だけではなく、家族介護支援を行っている家族にも助言ができる介護支援者を育成
- 7) 介護支援研究の場にしていく
介護支援研究の場にしていき、学びあったことをカタチにしていく
- 8) その他本会の目的を達成するために必要と認めた事業

5.参加者要件

【2. 目的】にあるように本会は介護支援従事者のみならず、介護支援を受けている当事者、家族の介護支援で困っている者、養成校等で学んでいるもの、介護支援に興味がある者を参加者として受け入れる。そのため、福祉に関する資格の有無は要しない。

- 1) 要介護支援者本人
- 2) 家族介護支援者
- 3) 介護支援従事者
- 4) 介護支援力を向上させたいと思う者
- 5) 介護支援に興味がある者
- 6) 介護支援の負担を軽減したい者

6.情報共有および管理

- 1) オープンチャット内で重要または情報共有を行いたい事項に関しては、その内容を保存し、常時閲覧可能な状態にする。
- 2) 本会で行った研修等の内容は外部に漏らさないようにすること。SNS 等にアップロードすることも禁ずる。
- 3) ただし内容がわからないような集合写真等はその限りではない。
- 4) 集合研修に参加した者はリアクションペーパーを提出し、取りまとめたものを本会ホームページにアップロードする。不参加者はそれを確認することで情報共有とする。
- 5) 集合研修の資料は参加者への配布だが、内容に共有が必要であると認められた場合は、参加者専用ページにアップロードし共有する。

7.罰則規定

以下の項目が認められた者に関しては本会を退会処分とする。

- 1) 本規約に反した者で、その注意を守らず改善が見られない者。
- 2) 他者に対し、暴言、暴力を犯した者。
- 3) 向上心が著しく低いもの。
- 4) 研修内およびオープンチャット内で発言もしくはリアクションが無い状態が一定期間継続した者。
- 5) その他、本会に不利益が生じると判断された者。

8.個人情報の管理

- 1) 研修の内容以外の SNS へのアップロードは制限をしないが、個人の顔写真を含む場合は本人に確認同意の上アップロードすることとする。
- 2) 参加者の個人情報および研修で扱った情報に関しては、本会の目的に利用するものとし、他の目的には使用しない。また法令の定めにより提供を求められた場合以外は、第三者に提供しないものとする。

10.オープンチャット

- 1) オープンチャット内で使用する名前は専用のものをして良い。ただし変更する場合は事前に本部へその旨を報告する。報告なく、その後も確認が取れない場合は、一時的に退会の措置をとる。
- 2) 発言は自由だが、情報が流れないように質問、意見以外の反応の場合はリアクションボタンを活用する。
- 3) お知らせやイベントの案内等はノートまたはイベント機能を使用する。

- 4) 討議が必要な場合はノートにておこなう。
- 5) 暴言、荒らし行為をおこなったものは事情を確認し、不適切と認めた場合は注意勧告し、受け入れない場合は退会処分とする。
- 6) 個人の事業に係るリンク等は本部へ申請し、適切と認められた場合は、オープンチャット内、ホームページにリンクを貼ることができる。

11. 集合研修

- 1) 集合研修は基本、月1回おこなう。
基本の日程は第2月曜とする。変更する場合は前月の第一週以内に周知する。
- 2) 会場費は参加者で頭割りにする。
- 3) 集合研修の形式については以下の通りとする。
(ア) 講義: 講師による授業形式
(イ) 討議: ファシリテーター進行のもと、参加者で内容に沿って討議
- 4) 会員または外部講師が講師を務めた場合は有料とする。
- 5) 会員が講師を務めた場合は参加者一人につき金3,000円支払う。
ただし、会員であっても、その内容を事業としている場合は本人の提示した金額とする。
- 6) 外部講師の場合は提示された金額を基に交渉し決定する。
(ア) 合計で提示されたものについては、その金額を参加者で頭割りにする。
(イ) 一人ずつの金額になった場合はその金額を各自が支払う。
- 7) 内容に実技を伴わない場合はリモートでの参加を可能とする。ただし録音、録画は禁止とする。
- 8) 参加者は研修終了後速やかにリアクションペーパーを提出すること。

12. 単発参加

- 1) 集合研修において参加の意思のあるものは、その回の単発参加を可能とする。
- 2) 単発参加は参加料として以下の金額を徴収する。
(ア) 講義: 金5,000円。
(イ) 討議: 金2,000円。
(ウ) 講師の提示があった場合はその金額を支払う。
- 3) その他【11. 集合研修】に準ずる
- 4) 研修終了後に本会への参加を希望するものは現会員の同意をもって決定する。

13. 規約の発効及び改正

- 1) 本会規約は、2023年4月1日をもって発効する。
- 2) 規約の改廃については、総員で検討し、過半数以上の同意をもって行われるものとする。
- 3) 2024年4月1日 改定